

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 片柳学園
②設置大学名称	東京工科大学
③担当部署	八王子キャンパス業務部業務課
④問合せ先	042-637-2111 jm-hcgyoumu@stf.teu.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 17 日（理事会での承認日）
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 25 日（ホームページ掲載日）
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.teu.ac.jp/gaiyou/governance_code.html
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	「豊かな教養と高度の学術を教授、研究し、もって社会の繁栄に貢献できる豊かな人間性と創造的知性を備えた実践的指導的技術者の育成」を建学の理念とし、この理念に基づき、基本理念として「生活の質の向上、技術の発展と持続可能な社会に貢献する人材を育成すること、また、基本理念を実現するための4つの具体的理念をそれぞれ定めている。これら建学の理念、基本理念等については、各学部・学科・研究科の教育研究上の目的と併せて、ホームページ、大学案内、学生便覧などで学生及びステークホルダーに対して明示している。 (掲載 URL) https://www.teu.ac.jp/gaiyou/006364.html https://www.teu.ac.jp/gakubu/index.html
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」については学生便覧、ホームページ等で公表している。各学部・学科等では、教育課程編成・実施の方針に基づいた教育課程を編成し、シラバスにおいて到達目標や成績評価方法を明示している。また、卒業認定・学位授与の方針に基づき、所定の単位を修得したものに学位を授与している。さらに、入学者受入れの方針に沿って様々な方式による入学者選抜を実施している。 (掲載 URL) https://www.teu.ac.jp/gaiyou/policy/index.html
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	東京工科大学学長に関する規程、東京工科大学副学長に関する規程、東京工科大学学長補佐に関する規程において、学長の職務と権限、学長の補佐体制を明確にしている。また、東京工科大学学部長に関する規程及び東京工科大学学環長に関する規程において、学部長・学環長の職務を、東京工科大学教授会規程において、教授会の役割をそれぞれ明確にしている。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	教学運営の質向上を目的に、教職協働体制の確保に努めている。教学については全学的な組織の「全学教育委員会」や学部・学環ごとの「教務委員会」などの教

	学系委員会を中心に、教員と職員が連携して審議・検討を行っている。また、学生支援に関しては、全学的組織の「学生支援等連絡会」や学部ごとの「学生委員会」「就職委員会」などにおいて、教職員が協働して学生生活や就職活動等を支援する体制を整備している。これらの委員会等は、大学の規程に明記されており、教職協働の実効性を担保する仕組みとして機能している
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FDの活動方針及び活動計画を定め、全学的な教育・研究の改善や問題意識の共有を図るための「全学教職員会」を開催している。また、各学部・学環においては、教育・研究の推進や課題解決について議論する「アゴラ」を実施し、教職員の資質向上に取り組んでいる。さらに、SDの基本方針に基づき事務職員の資質・知識の向上を図るとともに、「学校法人片柳学園職員自己啓発支援制度規程」に基づき、資格取得や能力開発を支援し、教職員の主体的な自己研鑽及び専門性の向上を促進している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	2019年に本学の“実学主義教育”というアイデンティティを強化するとともに、サステイナブル社会の実現に貢献できる人材を育成する大学へと進化を遂げることを方針として、「中長期計画 Evolution2030」を策定している。また、学校法人片柳学園の中期構想「片柳学園 Vision2027」では学園全体の Vision と KGI を定め、東京工科大学における教育研究の質の向上及び組織運営の強化に取り組んでいる。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中長期計画 Evolution2030 の推進や進捗管理は、中長期計画の策定・推進や内部質保証に係る事項の立案・推進を目的として設置している大学戦略会議において行うことにしており、中長期計画の進捗管理に加え、社会の変化や高校生の動向等を踏まえた計画変更も含めた進捗管理体制を確立している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	基本理念に基づき、社会の多様な課題に対応できる実践力と創造力を備えた人材を育成し、持続可能な社会の発展に貢献している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	教育研究の成果を地域社会へ還元し、自治体・企業との連携を通じて社会的課題の解決に寄与している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	ヘルスサポートセンターの設置、蒲田キャンパス 12 号館にはLGBTQのための更衣室を設置するなど、多様な背景を持つ学生を受け入れる環境、体制の整備及び充実に努め、支援体制を整えている。令和6年5月に「障がい学生への合理的配慮に関するガイド」を策定し、障がいのある学生への合理的配慮に関する対応方針を明確にしている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	本法人では、女性の積極的な登用を推進している。役員・評議員については、2020 年度には女性理事 1 名のみであったが、2026 年現在は女性理事 1 名、女性評議員 2 名となるなど、役員等における女性の参画が進んでいる。また、2020 年度には幹部職である部長職及び次長職に女性は配置されていなかったが、2025 年度には部長 3 名、次長 1 名となるなど、女性管理職の登用も着実に進展している。今後も、役員を含めた女性の登用を積極的に進めるとともに、多様な人材が活躍できる組織体制の構築を推進していく。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	本法人では寄附行為により、理事選任機関を理事会とし、選任に際して評議員会の意見を事前に聴取する手続を規定している。理事には法人職員以外の者を2名以上含め、親族関係の制限等を設けることで構成の適正性と独立性を確保している。また、理事長・校長等の区分や補欠理事の選任規定を明示し、選任基準を明確化している。これらにより、選任過程の公正性と透明性を制度的に担保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の	寄附行為及び理事会運営規則により、理事会の招集手

確保及び評議員会との協働体制の確立	続、定足数、決議方法、議事録作成・保存（10 年間）等を明文化し、運営の透明性を確保している。また、予算・事業計画、多額の借財、重要資産の処分等の重要事項は評議員会の意見聴取を必須としており、さらに決議が異なる場合の再審議手続も規定している。これにより両機関が適切に連携し、法人運営における協働体制を構築している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事には、理事会招集時に会議目的・議案等を事前に通知し、審議に必要な情報を提供している。また、理事長・代表業務執行理事等が3か月に1回以上職務執行状況を報告することが寄附行為で定められており、理事が継続的に情報を把握できる体制が整備されている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人は評議員会が選任し、独立性確保及び利益相反防止を要件としている。また、監事選任議案は監事の過半数の同意を要し、会計監査人の選任・解任・不再任議案内容は監事が決定し透明性を確保している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事は会計監査人に対して報告を求めることができ、監事監査規程において双方の連携と情報交換を明記している。内部監査室とも情報共有を行い、三者連携による監査体制を整備している。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事は理事会・評議員会のほか、常勤理事・評議員会に出席し、意見を述べる。加えて議事録、稟議書、会計帳簿等の閲覧や説明請求が可能で、監査に必要な情報が提供される体制が整備されている。また、会計監査人や内部監査部門との連携も規定されている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の構成は寄附行為で明確化され、職員、卒業生、学識経験者等の区分ごとに人数範囲を定めている。年齢・性別・職業等の偏りを防ぐ規定も置いており、評議員会による選任決議により透明性が確保されている。
実施項目 3－3②	説明

評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集、議案通知、決議方法、議事録作成等を寄附行為・評議員会運営規則で明確にし、透明性を確保している。また、理事会は重要事項について評議員会の意見聴取を義務付けられ、両機関の協働体制を制度化している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会招集時に会議目的・議案概要等を事前通知し、理事長・業務執行理事が説明を行う体制が整備されている。これにより、評議員が適切に審議できる環境を整備している。評議員は定時評議員会において監事の監査報告を聴取し、財務・会計理解を深める機会が確保されている。また、理事長等からの説明により法人運営の理解促進が図られている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	本法人では、理事会において「内部統制システム整備の基本方針」を定め、リスク管理体制及び「リスク管理基本規程」を整備している。同規程に基づき設置したリスク管理委員会では、本法人において発生し、又は発生するおそれのある諸事象に伴う危機に対し、迅速かつ的確に対応するための基本方針及び対応手順を定めた「危機管理マニュアル」を整備し、必要に応じて見直しを行いながら運用している。また、事業継続計画（BCP）については、現在整備を進めている。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	理事会は、寄附行為・理事会運営規則に基づき、法令・寄附行為に適合する体制（内部統制）の整備方針と具体整備を決定している。監事は監事監査規程により業務・会計・内部統制を監査し、必要時に理事会・評議員会等へ報告・招集請求を実施できる。会計監査人との連携・情報交換や、重要事項の評議員会意見聴取の仕組みにより、コンプライアンスの実効性を担保している。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	大学ホームページの情報公開ページにおいて、社会への説明責任と教育の向上と質の保証につなげるため、学生の修得すべき知識・能力の情報並びに組織、財務について公表している。 経営に係る情報公開については寄附行為に基づき、寄附行為の内容、計算関係書類・事業報告書及び附属明

	細書・監査報告書・財産目録、役員等名簿、報酬等の支給基準等をインターネットで遅滞なく公表する体制を整備している（公告は法人ホームページ）。また、事務所での備置き・閲覧にも対応し（個人住所は除外）、ステークホルダーのアクセス性と透明性を高めている。これらを継続運用し、情報公開を推進している。 https://www.teu.ac.jp/koukai/index.html
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	経営に係る情報公開については寄附行為に基づき、計算関係書類、事業報告書及び附属明細書、監査報告書、財産目録、役員名簿、報酬基準等をインターネットで公表する体制を整備している。公告も法人ホームページで行い、ステークホルダーが情報に容易にアクセスできる環境を提供している。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明